

滋賀県各地でメーデーが開催されました

5月1日は労働者の祭典「メーデー」です。日本では1920年に第1回メーデーが開催され、今年で93回目を迎えます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、規模を縮小しての開催となりました。

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、4月29日に第93回滋賀県労働者統一メーデーを県内4か所で開催し、計約750人が参加しました。中央集会は、栗東芸術文化会館さきらで開催され、労働組合の役員を中心に約150人が参加しました。

集会では、「一人ひとりが尊重される多様性を認め合う社会をめざしみんなが輝く未来をつくろう！」のスローガンのもと、「働くことの尊厳を守り、働く者の多様な思いを集結させるメーデーに際して、『つながること、団結すること』の重要性を再確認し、この喜びを皆で分かち合おう」「支え合い・助け合いの『公助』『共助』の実現のためにも、ジェンダー平等はもとより、多様な価値観・背景を持つさまざまな人たちの社会対話をさらに進めよう」「平和・人権・環境・労働が守られる、自由で民主的な世界の構築に向け、国際連帯を深めていこう」「社会を支え続ける仲間たち、すべての働く仲間の奮闘を互いに称えつつ、誰一人取り残されることのない社会、一人ひとりが尊重される多様性を認め合う社会をめざし、みんなが輝く未来を、力をあわせてつくっていこう」とメーデー宣言を採択しました。

また、滋賀県労連等を中心とする滋賀県民メーデー実行委員会は、5月1日に第93回滋賀県民メーデーを県内8か所で開催し、計約400人が参加しました。中央集会は、大津市の膳所城跡公園で行われ、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をスローガンに、「いまずぐ最賃1500円、全国一律最賃法制化の実現」「なくせ貧困と格差、大幅賃上げ・底上げで景気回復、地域活性化」「ジェンダー平等社会の実現、多様性の尊重」と訴え、約200人の参加者に団結を呼びかけました。

集会の最後には、メーデー宣言として、「1日8時間働けば普通に暮らせる社会の実現」「最優先はコロナから県民の命と暮らしを守るために全力を注ぐこと、社会保障や教育の充実」などと確認しました。



目次

表紙	第93回メーデー
P2	しがジョブパークのご案内 シニアジョブステーション滋賀のご案内
P3	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内 滋賀県外国人材受入サポートセンターのご案内
P4	滋賀県の勤労者向け融資制度 働き方改革推進支援助成金・人材確保等支援助成金(テレワークコース)
P5	第13次労働災害防止推進計画最終年の取組 令和4年度 労働保険年度更新手続き
P6	高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のご案内
P7	「G-NETしが」からのお知らせ 2022年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内 生きる力を支える歯と口の健康づくり
P8	在職者訓練のご案内 生産性向上支援訓練のご案内
P9	おうみの名工、おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～ 能力評価試験のご案内
P10	産業雇用安定センターのご案内 シルバー人材センターからのお知らせ
P11	労働委員会だより
P12	労働相談Q&A

7月1日～7日は全国安全週間です

〈令和4年度スローガン〉「安全は 急がず焦らず怠らず」

「しがジョブパーク」では、若年者や就職氷河期世代の就職・職場定着、県内企業の人材確保を支援しています！



1 趣旨

学生を含む若年者から就職氷河期世代までの就職や職場定着を支援するとともに、県内企業の人材確保支援に取り組んでいます。

また、セミナーやマッチングイベント、インターンシップ等各種事業を総合的に実施することで、若年求職者等の就業と県内企業の若手人材確保を双方向で支援しています。

2 主な事業内容

求職者向け
<ul style="list-style-type: none"> ・就職相談(キャリア相談、面接練習等) ・就職セミナー(若者未来塾/就職氷河期セミナー) ・インターンシップ(学生向け/社会人向け) ・合同企業説明会 ・企業マッチング面談会 ・就業体験事業(UIターン)

企業向け
<ul style="list-style-type: none"> ・人材に関する相談(人材確保・人材活用・人材育成) ・採用力向上セミナー ・各種採用イベント情報提供 ・企業間交流、情報交換会 ・雇用シェアサポート

【お問合せ先】

しがジョブパーク

- ・住所：滋賀県草津市西渋川一丁目1-14行岡第一ビル4階 (草津駅西口より徒歩3分)
- ・電話：077-561-0007
- ・FAX：077-563-0304
- ・mail：jinzai@shigajobpark.jp

シニアジョブステーション滋賀のご案内

中高年齢者の多様な働き方を応援！

キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う就労支援窓口として滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています。また、人材確保にお悩みの企業等を対象とした、中高年人材の確保・活用に向けたアドバイス等も行っています。

●利用時間

8時30分～17時まで(受付：16時まで)
※土日・祝日、年末年始は休業

●設置場所

大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階
(JR大津駅北口から徒歩2分)
※近江八幡サテライト相談窓口の住所は以下のとおり
近江八幡市鷹飼町105-2 滋賀県婦人会館内

●対象者

概ね45歳以上の就労を希望する方
中高年人材の採用・定着を希望する企業等

《出張相談(予約制)》

より多くの方にご利用いただけるよう、彦根や長浜、甲賀等のハローワークで、出張相談を毎月、実施しています。詳しくは、シニアジョブステーション滋賀へお問い合わせください。

《各種セミナー》

就職活動やライフプランに役立つセミナーを毎月開催。

予約優先

相談無料

●相談

◇ハローワークコーナー(職業紹介)

・ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談、求人企業との面談予約など

◇シニア相談コーナー

・個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断など
※近江八幡サテライト相談窓口においても対応(毎週木・土曜日)

◇企業相談コーナー

・人材確保・人材活用のプランニング支援など

◇その他

・福祉のお仕事出張相談(毎月第2木曜午後)、模擬面接の練習など

【お問合せ先】

シニアジョブステーション滋賀

電話 077-521-5421/FAX 077-521-5455

メール s-job@bird.ocn.ne.jp

ホームページ

シニアジョブステーション滋賀 検索

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点では、県内の事業所を対象に、経営課題解決に必要な専門人材の確保をサポートしています。「新規事業を立ち上げたい」、「営業に強い人材を確保したい」等のお悩みをお持ちの事業者様、ぜひご相談・ご活用ください。豊富な知識を持った拠点スタッフが丁寧に対応します。

相談無料

- 利用時間
9：00～17：00 ※土日祝、年末年始を除く
- 設置場所
大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階
- 相談内容
販路拡大、海外進出、経営管理、生産性向上など

【お問合せ先】

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ
滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点
電話：077-511-1419 / FAX：077-511-1429
E-mail：s-pro@shigaplaza.or.jp
HP：https://www.shigaplaza.or.jp

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点 検索

外国人材の受入れに関する疑問、ぜひご相談ください！

滋賀県外国人材受入サポートセンターのご案内

専門知識を持つ相談員（行政書士等）が、外国人材の受入れをお考えの県内事業者の皆様、就業に関してお困りの県内で居住・勤務されている外国人の皆様からのご相談に対応いたします。お気軽にご相談ください。

こんな支援が受けられます！

- 情報提供
 - ・外国人材採用にかかる各種手続の説明
 - ・採用する外国人材像の特定に向けたアドバイス 等
- 採用・各種手続きの支援
 - ・在留資格の取得・切替申請のアドバイス 等
- 採用後の支援
 - ・在留資格更新手続、社会保険等各種手続のアドバイス 等

【お問合せ先】（令和4年4月1日に移転しました。）

滋賀県外国人材受入サポートセンター

- ・住所 〒525-0032 草津市大路一丁目1番1号 エルティ932 3F
- ・電話 050-5211-5397
- ・メール shiga_support@pasona.co.jp
- ・HP https://shiga-gaisapo.com/



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③早期解決 ④現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760

広告



滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
http://www.sr-shiga.com/

滋賀県の勤労者向け融資制度

(令和4年4月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間(据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年(2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

取扱金融機関 近畿労働金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行
京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫
滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

【お問合せ先】
県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

滋賀労働局から助成金のお知らせ

働き方改革の推進を支援

働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成。労働時間等をより良いものにしていくことを目的として、全4コースの助成金があります。

○労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して費用の3/4(※上限額あり)を助成。

○勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入しその定着を促進する中小企業事業主に対して費用の3/4(※上限額あり)を助成。

○労働時間適正管理推進コース

労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等をより良いものにする成果を上げた中小企業事業主に対して費用の3/4(※上限額あり)を助成。

○団体推進コース

中小企業の事業主団体又はその連合団体が、その傘下の事業主の労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合、その費用(※上限額あり)を助成。

良質なテレワークの新規導入・実施

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に対して助成。

テレワーク
実施計画の
作成

労働局へ提出、認定を受ける

機器等導入助成：
支給対象経費の30%
100万円又は20万円×
対象労働者数を上限とする。

目標達成助成：
支給対象経費の20%
100万円又は20万円×
対象労働者数を上限とする。

(厚生労働省HP)



※テレワークの導入にあたっては、改正された“テレワークガイドライン”もご確認ください→

【お問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL: 077-523-1190



職場における更なる労働災害防止対策にご協力願います 第13次労働災害防止推進計画最終年の取組

(取組期間：令和4年1月～12月)



【取組の趣旨】

滋賀労働局の第13次労働災害防止推進計画（平成30年～）は、令和4年が最終年となっていますが、令和4年3月末現在で、目標とする労働災害件数を上回っている状況です。

内訳は、最も多いのが「転倒」、次いで「腰痛等」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」となっており、この4つの事故の型で全体の6割以上（ワースト4）となっています。

このため滋賀労働局では、労働災害防止団体や事業者団体と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、特に、「転倒」、「腰痛等」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の4つの事故の型を重点対策に掲げ、「滋賀労働局・第13次労働災害防止推進計画最終年（令和4年）の取り組み」を広く推進し、目標達成に向け取組んでいきます。

【お問合せ先】滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL：077-522-6650

令和4年度 労働保険年度更新手続きは、 6月1日(水)～7月11日(月) までにお願います。

年度更新手続

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、「令和3年度の確定保険料」と「令和4年度の概算保険料と一般拠出金(石綿健康被害救済法)」を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

保険料の申告・納付は、電子申請いただく他、「最寄りの金融機関」(銀行・信用金庫・郵便局など)、「労働基準監督署」、「ハローワーク」(申告のみ)、「社会保険・労働保険徴収事務センター」(申告のみ)、または「滋賀労働局労働保険徴収室」でお手続きできますので、早めにお済ませください。

雇用保険の保険率が改定されます

令和4年度から雇用保険の保険率が以下のとおり改定されますので、概算保険料は改定後の率により算定のうえ申告をお願いします。

※時期により適用される率が変わりますのでご注意ください。

適用される期間	一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
R4.4.1～R4.9.30	9.5/1000	11.5/1000	12.5/1000
R4.10.1～R5.3.31	13.5/1000	15.5/1000	16.5/1000

年度更新申告書の受付・相談会開催します

県内各地で年度更新申告書の受付・作成方法の相談会を開催しますのでご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、やむを得ず中止とさせていただきます。

※中止の場合は、滋賀労働局ホームページでお知らせいたします。

開催日時	会場	所在地	電話番号
6月8日(水) 9:30～16:00	長浜まちづくりセンター (さざなみタウン内)会議室1C	長浜市高田町12-34	0749-62-1808
6月13日(月) 9:30～16:00	草津商工会議所セミナールーム	草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津1階	077-564-5201
6月15日(水) 9:30～16:00	甲賀市商工会 講習研修室	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
6月17日(金) 9:30～16:00	高島市商工会(本所)青女研修室	高島市安曇川町田中89	0740-32-1580
6月21日(火) 9:30～16:00	守山商工会議所 101号室	守山市吉身3丁目11-43	077-582-2425
6月23日(木) 9:30～16:00	長浜まちづくりセンター (さざなみタウン内)会議室1C	長浜市高田町12-34	0749-62-1808
6月30日(木) 9:30～16:00	彦根公共職業安定所 1階会議室	彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎 1階)	0749-22-2500
7月1日(金) 9:30～16:00	東近江労働基準監督署 会議室	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3367
7月4日(月) 9:30～16:00	彦根公共職業安定所 1階会議室	彦根市西今町58-3 (彦根地方合同庁舎 1階)	0749-22-2500
7月5日(火) 9:30～16:00	東近江労働基準監督署 会議室	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3367
7月1日(金) ～ 7月11日(月) の開庁日	8:30～17:15 滋賀労働総合庁舎 3階会議室 (大津労働基準監督署 会議室)	大津市打出浜14-15	077-522-6520

【お問合せ先：滋賀労働局労働保険徴収室 電話077-522-6520】

～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内

高齢者や障害者の雇用を支援するための助成金について、各コースの概要・申請ポイント等をご説明します。説明会終了後、個別相談も承りますので、この機会にぜひご参加ください。

☆説明会内容（各回共通）

- ・ 高齢者雇用助成金「65歳超雇用推進助成金」について
- ・ 障害者雇用助成金「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」について
- ・ 個別相談（希望者のみ）



☆開催日程（開催日の追加や変更をすることがありますのでHPにてご確認ください。）

開催日	時間	定員	会場	所在地
令和4.7.13(水)	13:30 ～ 15:30	15名	ポリテクセンター滋賀 1号室	大津市光が丘町3-13
令和4.7.28(木)			彦根公共職業安定所 会議室	彦根市西今町58-3
令和4.9.6(火)			草津公共職業安定所 会議室	草津市野村5丁目17-1
令和4.8.4(木)			東近江公共職業安定所 会議室	東近江市八日市緑町11-19
令和4.9.21(水)				
令和4.8.24(水)				
令和4.10.13(木)		12名	甲賀市まちづくり活動センター 「まる一む」多目的室1	甲賀市水口町水口6009-1

※説明会の詳細については当機構滋賀支部のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shiga/>

【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀支部 高齢・障害者業務課 担当 / 阪部・中矢・田中 (TEL: 077-537-1214)

<障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ>

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のご案内

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター 検索



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆ 内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、（予定）「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆ メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆ 講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
※ 講座の開催日程は、下記にお問い合わせください。



事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL: 077-526-8686

「G-NETしが」からのお知らせ

女性のコワーキング・チャレンジオフィス

「G-NETしが女性の起業応援センター」をコワーキングスペースとして利用いただけます。
女性の起業家や起業を目指しておられる方、ぜひご利用ください。

毎週水曜日から土曜日 9:00~20:00

ご利用の際は必ず予約をお願いします。

当日予約もOK

G-NETしがでは、令和4年度女性の起業応援トータルサポートをスタートさせました。詳しくは、当センターHPをご覧ください。



LINE相談はじめました

滋賀県こころのサポートしが



LINE相談

<相談時間>

毎日 16:00~22:00



←左のQRコードからLINEの友だち登録をすると相談できます。

心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員があなたの悩みをお聞きします。

自分のこと、家族のこと、子育てのことなど
ひとりで抱えこまず気軽に相談してください。

【お問合せ先】

滋賀県立男女共同参画センター「G-NETしが」
〒523-0891
近江八幡市鷹飼町80-4
TEL: 0748-37-3751
FAX: 0748-37-5770
E-mail: g-net@pref.shiga.lg.jp
URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/>



21世紀職業財団

2022年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2022年8月3日(水) 13:30~16:30 担当講師 村田 早苗

2022年9月2日(金) 13:30~16:30 担当講師 三浦 剛

開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 15,400円(テキスト購入別途)

2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気付きが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2022年7月8日(金) 9:30~16:30

場所 鋼鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

担当講師 担当講師 井上 泰世 受講料 31,900円(テキスト代込)

3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー 応用実践編

中堅からベテラン相談者向けのプログラムです。相手に寄り添うことが難しいケースのロールプレイを中心に学んでいただき、対応力の向上を目指します。

開催日時 2022年8月25日(木) 13:30~17:00

開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

担当講師 担当講師 猪熊 康二 受講料 18,700円

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL (06) 4963-3820 FAX (06) 4963-3821

E-mail: kansai@jiwe.or.jp URL: <https://www.jiwe.or.jp>



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

~生きる力を支える歯と口の健康づくり~

歯と口の健康は全身の健康につながります。歯周病は健康を脅かす、糖尿病や動脈硬化、狭心症・心筋梗塞などの心疾患、認知症などの病気と関係があることが分かっているほか、大人が歯を失う原因の第1位でもあります。従業員がいつまでもいきいきと働ける健康づくりの第一歩！お口の健康づくりを始めましょう！

<6月4日~10日は歯と口の健康週間です>

いただきます人生100年歯と共に



【お問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

☎ 077-528-3651

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（第二種電気工事士試験準備、第三種電気主任技術者試験準備など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

- 機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）
- 電気・電子系（シーケンス、PLC、回路設計、電気保全、Javaなど）
- 建築系（建築計画、意匠設計、構造設計、施工・管理など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/		ポリテクセンター滋賀ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/college/	

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。満足度 **99%**

コースNo	開催日	コース名	受講料 (税込み)
S02	6/22	継承する技能・ノウハウの明確化	3,300円/人
012	7/12	効率よく分析するためのデータ 集計(Excel中級B)	2,200円/人
013	7/13	表計算ソフトを活用した業務改善 (Excel初級)	2,200円/人
004	7/14	業務効率向上のための時間管理	3,300円/人
014	8/4・5 [2日間]	相手に伝わるプレゼン資料作成と提案	3,300円/人
S05	9/8	ノウハウ継承のための作業手順の作成法	3,300円/人
015	9/8・9 [2日間]	表計算ソフトのマクロによる定型 業務の自動化(Excel上級)	3,300円/人
005	9/13	財務管理の基本	3,300円/人

- 定員
各回 15名 (先着順)
- 訓練時間
9:30 ~ 16:30
- 会場
【013】PCカレッジスタック近江八幡校本校 (近江八幡市)
【015】キャリアアプラザビット 滋賀本校 (栗東市)
【上記以外】ポリテクセンター滋賀
- 対象
事業主の指示により受講される方
※コース番号に「S」が付くコースは、申込時45才以上の方ですが、45才未満の方も受講できます。



受講した社員から、生産・業務のプロセスの改善、生産現場の問題解決等に役立つ内容であったと聞いており、受講してもらってよかった (K社・彦根市)

年間スケジュール、コース内容、申込方法等は、下記HPをご参照ください。

【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター
生産性センター業務課 TEL: 077-537-1176

URL: https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



令和4年度 滋賀県技能者表彰（おうみの名工） おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

令和4年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

※以下の内容は今後変更の可能性があります。最新の情報はホームページ（「滋賀県技能者表彰」「おうみ若者マイスター」で検索）をご確認ください。

【推薦受付・お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755

☆令和4年度推薦受付期限 令和4年7月29日（金）（消印有効）まで

☆参考＞主な推薦基準 ※次のいずれにも該当する必要があります。

おうみの名工表彰	1 滋賀県内に就業している者 2 優秀な技能を有する者 3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者 4 技能をいかして産業・社会に貢献し、他の技能者の模範と認められる者
おうみ若者マイスター認定	1 滋賀県内に居住または勤務している者 2 4月1日現在で35歳未満であり、対象業種に従事している者 3 技能検定1級または単一等級以上に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者 4 各種技能競技大会で優秀な成績を収めるなど、特に優れた技能を有する者

※令和4年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などでご確認願います。

公的資格試験

能力評価試験のご案内

		前 期			後 期		
ビジネス・キャリア検定試験	目的	職務を遂行する上で必要となる知識の習得と事務能力の評価を行うことを目的とした試験です。					
	受験申請期間	4月11日(月)～7月15日(金)			10月3日(月)～12月9日(金)		
	試験日/合格発表	10月2日(日) / 2・3級 1級		11月4日(金) 12月9日(金)		2月19日(日)/3月17日(金)	
	試験分野	人事・人材開発・労務管理、経理・財務管理、営業・マーケティング、生産管理、企業法務・総務、ロジスティクス、経営情報システム、経営戦略					
	受験料	1級 11,000円	2級 7,700円	3級 6,200円	BASIC 3,300円	2級 7,700円	3級 6,200円
	実施場所	滋賀県職業能力開発協会(大津市南郷5丁目2-14)					
コンピューター評価試験	目的	教育訓練施設や事業所において、コンピューターを活用した各種サービスを行う人々の能力を評価する試験です。					
	受験申請期間	6月13日(月)～6月24日(金)			11月14日(月)～11月25日(金)		
	試験日/合格発表	7月10日(日)/8月19日(金)			12月11日(日)/1月13日(金)		
	受験料	1級 7,970円	2級 6,710円	3級 5,350円	1級 7,970円	2級 6,710円	3級 5,350円
	実施部門	ワープロ部門、表計算部門		使用ソフト	ワード・エクセル2019または2016		
	実施場所	滋賀県職業能力開発協会(大津市南郷5丁目2-14)					

※詳細は、ホームページ <https://shiga-nokaikyo.or.jp/> に掲載しております。

【お申込み・お問合せ先】 滋賀県職業能力開発協会 TEL:077-533-0850

失業期間なしの人材マッチング

～失業なき労働移動の実現をめざす再就職・出向の専門機関～

確かな実績と信頼

当センターは、厚生労働省、経済・産業団体や連合などと緊密な連携により、全国ネットワークで「失業なき労働移動」の課題に取り組み、1987年設立以来約23万人の就職を実現。

幅広いデータベース

幅広い人材の採用、社員の再就職・出向をご希望の企業様にきめ細やかな相談、アドバイスをしています。また、ハローワークや経済団体等と連携し豊富な人材情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報提供、相談、あっせんについての費用はかかりません。
 ☆再就職・出向等の人材マッチング
 ☆人材育成・交流、キャリアアップ
 出向支援
 ☆キャリア人材バンク事業
 ★セミナー事業のみ有料

お気軽にお電話にて
ご相談ください！！

【お問合せ先】

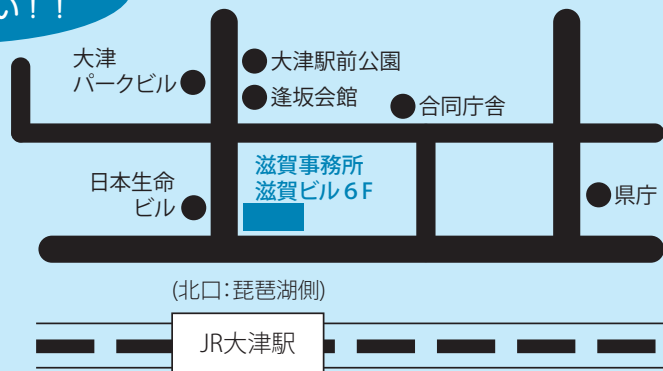
 公益財団法人
産業雇用安定センター 滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10
滋賀ビル6階
★大津駅北口から徒歩3分

TEL 077-526-3991

FAX 077-526-2761

URL <https://www.sangyokoyo.or.jp/>



シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習 受講生募集

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。

はじめてのパソコン講習、パソコン講習〔ワード・エクセル〕、木造住宅簡易鑑定技能講習等

◆会員募集

働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。

◆短期間・短時間に関わらずお仕事募集

人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。

活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
 〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
 TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490
 URL : <https://www.sjc.ne.jp/shigapref>

労働委員会
だより

労使間のトラブルでお困りなら、 まずはこちらに相談を！



労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、労働組合または労働者個人と使用者との間で生じた労働紛争のうち、当事者間では解決が困難になってしまったものを、中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な機関です。労使間のトラブルでお困りの方はぜひご相談ください。

労働委員会の紛争解決制度

◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との間の紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば・・・

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てを受けて、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との間の紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 事業縮小と従業員の一斉解雇を通告された。
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・ 給与体系の見直しで労使合意に至らない。

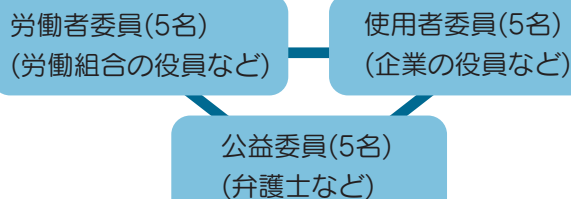
◆個別的労使紛争のあっせん (労働者個人と使用者との間の紛争)

労働者個人と使用者との間で、労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 突然解雇を言い渡された。
- ・ 賃金を一方的にカットされた。
- ・ 職場でハラスメントを受けている。
- ・ 配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

◆委員の任命

労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。

労働組合法の要件を満たす労働組合は労働者委員の候補者を推薦することができます。

委員の任期は2年です。委員の任命にあたっての労使委員候補者の推薦については、県の公告によりお知らせしています。

当委員会では、委員(公・労・使各側1名)による 無料の労働相談を実施しています

★原則毎月第4金曜日・「月例労働相談」(会場:県庁)
電話での予約(4日前の月曜日午前中まで)をお願いします。

★10月・毎週1回程度開催(会場:県内各地)
詳細は決定次第お知らせします。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。相談の秘密は厳守いたします。

まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

滋賀県労働委員会事務局

TEL : 077-528-4472

所在地: 〒520-8577 大津市京町4-1-1
滋賀県庁東館5階

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

「パワーハラスメント防止対策」について

国や地方自治体等が実施する労働相談では、職場におけるパワーハラスメントに関する相談が多く寄せられています。増加するパワハラ問題への対策として令和2年に「改正労働施策総合推進法」が施行され、本年4月からは中小企業にも「職場のパワーハラスメント防止措置」が義務化されました。そこで今回は、パワハラの実態や義務化された防止措置等について、改めて確認したいと思います。

質問

工場内作業をしています。先日うっかりして安全装置をつけ忘れ作業をしたことから、工場長に大声で怒鳴られました。確かに私の不注意でしたが大勢の前でしかられてとても恥ずかしい思いをしました。これはパワハラではないでしょうか？

回答

職場におけるパワーハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境が害されるもの、この①から③までの要素をすべて満たすものと定義しています。さらに代表的な言動として「身体的な攻撃」「精神的な攻撃」「人間関係からの切り放し」「過大な要求」「過小な要求」「個の侵害」の6つの類型を示して、パワーハラスメントに該当すると考えられる例を具体的に示しています。

ご質問のようなケースがパワハラに当たるかどうかを判断するにあたっては、行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかなど詳細な事実関係を把握した上で、様々な要素（例えば当該言動の目的や当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容など）を総合的に考慮することで判断することになります。

質問

パワハラ防止のために何をすべきですか？

回答

法改正により、事業主に対しては、①職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（「ハラスメント問題」）に対する労働者の関心と理解を深めること、②その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等必要な配慮を行うこと、さらに③事業主自身等もハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと、が責務であると明確に規定されました。

また、労働者についても、①ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと、および②事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること、が責務であると規定されました。事業主も労働者も、それぞれの責務をしっかりと認識して、ハラスメント防止に取り組まなければなりません。

そのほか、事業主は、その雇用する労働者又は事業主（法人である場合はその役員）自身が行う職場におけるパワーハラスメントを防止するため、以下のとおり雇用管理上の措置を講じなければなりません。（義務）

●職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

1. 事業主の方針等の明確化及び周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること。
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること。

2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること。パワーハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生の恐れがある場合やパワーハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

3. 職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること。

4. 併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること。
- ⑩相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

上記の措置を講ずるにあたっては、労働者や労働組合の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどして、その運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めることも重要です。

滋賀県労働相談所

苦勞ない勞使

電話番号 0120-967164 (フリーアクセスは、滋賀県内固定電話(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。)

077-511-1402

開設時間 月曜日～金曜日(平日)12時～16時

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階(面談相談は事前連絡が必要です)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/>E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp